平成２９年（フ）第１０号
広島県三次市南畑敷町129番地19　県営八次住宅１－201、住民票上の住所広島県三次市南畑敷町129番地19
債務者　香川百合江
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第２７号
佐賀県伊万里市立花町2361番地10、前住所愛知県豊田市寿町３丁目40番地１　エムグランツ304号
債務者　松尾　拓朗
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市若葉町９番２号
債務者　牛尾加代子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市松陽台町28番地　県営松陽台団地１棟203号
債務者　角屋敷玲子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
鹿児島県鹿児島市吉野町3275番地15
債務者　長迫　昭子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８号
北海道日高郡新ひだか町静内田原223番地の２
債務者　山口　麻美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第３号
北海道留萌市五十嵐町２丁目４番33号　五十嵐ハイツ１階（左）
債務者　田中　裕美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第６８号
三重県津市河芸町千里ケ丘64番地10
債務者　岡田　孝志
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５０号
三重県三重郡菰野町大字宿野1329番地12
債務者　荒賀　克知
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
三重県四日市市みゆきケ丘２丁目1473番地97
債務者　芥川　　享
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
三重県四日市市みゆきケ丘２丁目1473番地97
債務者　芥川ななえ
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
三重県四日市市白須賀２丁目７番22号　ロジュマンラフォーレ102、前住所三重県桑名市大字芳ケ崎1266番地13
債務者　伊藤　光雄
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地５棟107号
債務者　溝上　耐子（旧姓猿渡）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
京都市南区西九条御幸田町104番地２　Ｇ＆Ｓコーポ302号室
債務者　大石真由美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
京都市下京区間之町通五条上る朝妻町104番地４
債務者　中村千恵子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７１号
京都市左京区岩倉中町307番地　サンダ館Ｉ207号室
債務者　徳島　悠希
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８９号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町39番地１　リベロ上田302
債務者　松井由紀子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係